

## 財政的援助団体等監査の結果（令和3年7月30日決定分）

## 第1 監査の概要

## 1 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、県が補助金等を交付している団体については、対象事業が補助等の目的に沿って適正で効果的に行われているか、県が出資又は出えんを行っている団体については、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか、また、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

## 2 監査の実施内容

監査は、実地検査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、令和元年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

## 3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	学校法人住田学園	令和3年7月30日	令和3年4月20日	書面	2
2	公益社団法人広島県バス協会	令和3年7月30日	令和3年4月22日	書面	3
3	公益社団法人広島交響楽協会	令和3年7月30日	令和3年4月27日	書面	4

## 第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

## 【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

# 1 学校法人住田学園

## (1) 監査の概要

### ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 幼稚園，保育所の運営
- ・ 所在地 安芸郡海田町南幸町 12-4
- ・ 代表者 理事長 住田 直之
- ・ 設立 昭和 44 年 1 月 20 日
- ・ 学校（幼稚園）の状況（令和 2 年 5 月 1 日現在）

区分	園児数	教員数	職員数
海田みどり幼稚園	305 人	28 人	9 人
矢野みどり幼稚園	176 人	17 人	5 人

(注 1) 教員数及び職員数は，非常勤を含んだ人数。

(注 2) 園児数は，満 3 歳児を含まない人数。

### イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 令和元年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金）を交付

（所管課 環境県民局学事課）

- ・ 補助額 56,701,000 円(海田みどり保育園)  
538,000 円(矢野みどり保育園)
- ・ 交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・ 補助対象経費 当法人の幼稚園の運営に要する人件費等の経費

(イ) 令和元年度広島県私立幼稚園教員確保支援金を交付

（所管課 環境県民局学事課）

- ・ 補助額 1,363,776 円
- ・ 交付の目的 県内の私立幼稚園における教員の安定的な確保
- ・ 補助対象経費 給与等の改善に要する経費等

## (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね広島県監査委員監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

## 2 公益社団法人広島県バス協会

### (1) 監査の概要

#### ア 法人の概要

- ・主な事業内容 旅客自動車運送事業の調査，研究，統計及び知識の普及に関する事業，輸送の安全・環境に係る普及啓発に関する事業等
- ・所在地 広島市東区上大須賀町1番16号 交通会館ビル2階
- ・代表者 会長 椋田 昌夫
- ・設立 昭和51年7月15日（平成25年4月1日公益社団法人へ移行）

#### イ 県の財政的援助等の状況

令和元年度広島県運輸事業振興助成交付金を交付（所管課：地域政策局地域力創造課）

- ・交付額 52,125,716円
- ・交付の目的 軽油引取税の税率に関する特例措置が営業用バスの輸送コストに与える影響を考慮し，交付金を交付し輸送力の確保等に資する
- ・交付対象事業 バス事業者によって構成される広島県を単位とする一般社団法人が行う旅客の安全の確保に関する事業，特定運輸事業に係るサービス改善・向上に関する事業等

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

### 3 公益社団法人広島交響楽協会

#### (1) 監査の概要

##### ア 法人の概要

- ・主な事業内容 定期演奏会，巡回演奏会，移動音楽教室などの演奏活動
- ・所在地 広島市中区舟入中町9番12号
- ・代表者 理事長 東谷 法文
- ・設立 昭和47年9月7日

##### イ 県の財政的援助等の状況

令和元年度広島交響楽協会支援事業補助金を交付

(所管課 環境県民局文化芸術課)

- ・補助額 120,000,000円
- ・交付の目的 楽団の経営基盤の安定を図り，県民の文化芸術環境の向上に資する。
- ・補助対象経費 公益社団法人広島交響楽協会が実施する事業に要する経費

#### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。